



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	屯田兵と西南戦争 : 屯田兵の戦没者慰霊と遺族扶助
Author(s)	相庭, 達也; AINIWA, Tatsuya
Citation	北方人文研究, 12, 1-17
Issue Date	2019-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/73532
Type	departmental bulletin paper
File Information	12_11_Ainiwa.pdf



屯田兵と西南戦争 — 屯田兵の戦没者慰霊と遺族扶助 —

相庭達也

(北海道大学大学院文学研究科博士後期課程)

要旨

本稿は、西南戦争へ従軍し、出征から帰道までの期間に「戦闘」「病気」「事故」で亡くなった屯田兵の慰霊について、その実態と特性について考察したものである。

その数は37名に及ぶが、戦闘死とされる者8名の内3名は「溺死」であった。病死とされる者は28名で、ほとんどが「コレラ」によるものであった。出征当日に同郷出身の兵士によって殺害された者が1名いたが、それを開拓使は「横死」と位置づけた。

それぞれの「慰霊」について、当時病死者は合祀対象ではなかった東京招魂社に対して、開拓使は溺死者を戦闘死とし、病死者を合祀対象とする意向があった。一方現地（札幌）に「屯田兵招魂碑」の建立を計画し、その碑文には横死者1名を含めた37名全員の戦没者を記した。それが札幌護国神社の特性を生むことになった。

上記の慰霊に対する開拓使の意向は、陸軍とは異なる屯田兵の特殊性によるものであった。そして、その最も重要なポイントは、屯田兵は1兵士であると同時に「戸主」であった点にある。したがって、屯田兵士の死は戸主の死であり、屯田兵が一方で担う北海道開拓に大きな支障を来すものであったのである。

戦没した屯田兵士の慰霊とは、その名誉を顕彰することだけでなく、遺族への保護といった観点が含まれており、緒についたばかりの北海道開拓を確実に進めるためのものであったのである。

はじめに

戦後の戦没者慰霊に関わる先行研究の動向をみると、靖国神社の歴史的特性の研究に端を発しており、その起点は小林健三及び照沼好文の研究といえる¹⁾。その後様々な研究が進められたが²⁾、2000年代になり、原田敬一は軍隊と社会の関係に目を向け、当時の社会の中での機能について論じ³⁾、一方では民俗学からの研究が盛んに展開された⁴⁾。さらに今井昭彦は記念碑、顕彰碑等の金石文を研究対象に組み入れ、これまでのイデオロギー論争から離れ、戦死者祭祀の実際について研究を進め

1) 小林健三・照沼好文 (1968)『招魂社成立史の研究』錦正社

2) 例えば、村上重良 (1974)『慰霊と招魂 — 靖国の思想』岩波新書、大江志乃夫 (1984)『靖国神社』岩波新書、大原康男 (1984)『忠魂碑の研究』暁書房等が挙げられる。

3) 原田敬一 (2001)『国民軍の神話 兵士になるということ』吉川弘文館

4) 田中丸勝彦 (2002)『さまよえる英霊たち』柏書房、岩田重則 (2003)『戦死者靈魂のゆくえ 戦争と民衆』吉川弘文館、矢野敬一 (2005)『慰霊・追悼・顕彰の近代』吉川弘文館がそれである。

た⁵⁾。また、原田敬一は「軍用墓地」という概念を提起し⁶⁾、本康宏史は、「軍都」としての金沢を題材にし、その空間での招魂社・護国神社・軍事墓地等の慰霊の状況を分析している⁷⁾。近年では赤澤史朗が再度靖国神社の本質について研究を深め⁸⁾、続いて白川哲夫はこれまでの戦没者慰霊の研究が、「前提としての靖国」論であるとし、仏教界の対応を含めて、より具体的な戦没者への慰霊について研究を行っている⁹⁾。

他方で北海道における戦没者慰霊研究は、自治体史で多少述べられている程度であり、本稿が研究対象とする西南戦争についても、管見の限り富井恭二が大阪の旧真田山陸軍墓地にある屯田兵墓碑への研究¹⁰⁾および、西南戦争戦没者の慰霊対象から札幌護国神社の特性を指摘する研究があるにすぎない。それらによると、大原康男は屯田兵招魂碑の建設は「北海道は遠隔の地であり、また屯田兵は陸軍との成立事情が違う」ことで「特別に許可された¹¹⁾」ものと評価し、小林健三、照沼好文の両氏は札幌護国神社を「招魂碑から発達したもの」の代表例¹²⁾としている。また、今井昭彦は、「戦病死者も、地元では『名誉の戦死』として地域社会の人々から同等に祀られる¹³⁾」といった、屯田兵招魂碑から生まれた札幌護国神社の特殊性が指摘されている。

以上の研究状況から、本稿は西南戦争へ出征し戦没した屯田兵への慰霊の実相について可能な限り、その実態を究明し、その特性について考察することを目的とする。

尚、本稿において出征中の戦闘によるものを「戦闘死」、出征中或いは帰路において病死したものを「病死」、その他出征に関わる死者を「横死」とし、それらすべてを「戦没者」として論を進める。

第1章 西南戦争への従軍

第1節 屯田兵の性格

1 屯田兵制の管轄権

本論に入る前に西南戦争が勃発する明治10(1877)年までの、屯田兵の入植状況について述べる必要があろう。

現実的に北海道に屯田兵制を設置することが議論されるのは、明治6(1873)年11月の黒田清隆の建言¹⁴⁾からであろう。右大臣岩倉具視に提出した、その建言書で黒田はこれまでの開拓事業に於いて、「兵衛ノ事」についての進捗が順調ではないこと、一方で「人民ノ移住スル者モ亦随テ増加ス」る中で、彼ら移住民を保護する能力を未だ持っていないこと、しかしながら、宏遠な北海道

5) 今井昭彦(2005)『近代日本と戦死者祭祀』東洋書林

6) 原田敬一(2013)『兵士はどこへ行ったか—軍用墓地と国民国家』有志舎

7) 本康宏史(2002)『軍都の慰霊空間—国民統合と戦死者たち—』吉川弘文館

8) 赤澤史朗(2015)『戦没者合祀と靖国神社』吉川弘文館

9) 白川哲夫(2015)『「戦没者慰霊」と近代日本』勉誠出版

10) 富井恭二(2014)「西南戦争と屯田兵」『旧真田山陸軍墓地 研究年報2』論文中「屯田兵招魂碑」の碑文を詳細に分析しており、本稿の中心的考察は、その研究に負うところが大きい。その研究成果を踏まえながら、批判的視点で論を進める。

11) 大原康男 前掲書 20p

12) 小林・照沼 前掲書 114p

13) 今井昭彦(1998)「近代日本における戦没者祭祀—札幌護国神社創建過程の分析を通して」松崎憲三編『近代庶民生活の展開—くにの政策と民俗—』三一書房 159p

14) 『北海道二屯田憲兵ヲ置クノ件建議』『開拓使稟裁録 下 自明治六年六月至同十二月』(簿書 10703)

を網羅するような軍備の配置は金銭的に現実的でなく、よって「且耕シ且守ルトキハ開拓ノ業封強ノ守両ナカラ其便ヲ得ン」として屯田兵の設置を提言している。

それに対し岩倉は速やかに右院・大蔵省・陸軍省・海軍省及び外務省で商議すべきことを通達¹⁵⁾し、その回答を待った。屯田兵制とは陸軍組織であるため、陸軍省の管轄範疇といえ、その回答が設置に大きな影響を与えることとなった。その陸軍省からの回答¹⁶⁾は、北海道と樺太島は「廟堂ノ遠謨ノ宏図」であり「今両国友睦ナキニ当り従来未ダ曾テ兵備ナキノ地ニ於テ遂然トシテ兵備ヲナスアラハ彼顧慮ナキ能ハスシテ随テ戦意萌動スルニ至ランモ亦絶テ無シト謂フ可ラサルナリ（中略）今僅少ノ軍ヲ置キ養フニ屯田漁獵ノ法ヲ以テシ習ハシムルニ小戦山闘ノ術ヲ以テシ一旦有警ノ日ニ方テハ敵来ルモ我必ス戦ハス引テ以テ山堅ノ間ニ蟄シ敵去レハ其翼ヲ撃テ其尾ヲ踵シ以テ其遠利ヲ制シ勉メテ持久ノ計ヲナサシメン（中略）如此キハ倉卒ノ際其変ヲ制スルニ足り以テ内地応援ノ兵ヲ待シは外赫々ノ名ナウシテ彼ヲシテ顧慮セシムノ患ナク内保護ノ道立撫養ノ実ヲ収メン」であった。具体的提案は「屯田兵ノ法ハ悉ク開拓使ノ主司ニ委シ平常移住ヨリ頗ル厚クシ唯初年三ヶ月許ノ練兵精熟ノ後毎月二三回ノ調操ヲナサシメ悉ク墾田耕稼等ヘ事ニ服従セシメム」こと。「大隊長官中小隊司令官ノ如キハ陸軍官員ヲ以テ其人ヲ撰ラヒ或ハ之ヲシテ開拓使官員ヲ兼ねシメ情実浹洽ナラシム」ことであった。

「両国友睦ナキニ当り」とは、日口間の関係への憂慮を示したものであり、その点で北海道での正規軍の設置がロシアを刺激する可能性があるとの陸軍省の指摘がみえる。したがって、陸軍省は前面に出ることなく、招募等の実際の制度運用は開拓使が責任をもって実施すべきであると、回答したのであった。

以上の回答を受けて、明治6年12月25日、屯田兵制度設置が太政官で允裁される¹⁷⁾。その「御達書」で、「屯田演武之方法等ハ都テ陸軍省商議之上尚可伺出尤右入費大蔵省借入未納金ヲ以テ相充候儀ハ難聞届其使申出之通金六十八万円三ヶ年間割合別途可相度ニ付大蔵省へ協議及フヘク」とされた。これにより北海道における屯田兵制が成立をみたが、その運用については、「都テ陸軍省商議之上」とされ、ここに伊藤廣が指摘した¹⁸⁾、開拓使と陸軍省とによる屯田兵制の管轄権が「二分管掌」によるものとなったのである。つまり、屯田将校下士官また軍事訓練は陸軍省が管轄し、開拓事業、屯田兵の招募は開拓使が管理するといったものであった。

允裁の翌年、陸軍省が懸念したことが現実化する。樺太問題で交渉中、明治7(1874)年4月11日、ロシア公使オラロウスキが寺島外務卿に面会し、6,000名の兵士を北海道に設置し、その中の2,000名を樺太に屯営するとの風説を聞き、その真偽についての質問が出たのである¹⁹⁾。その対応のため、陸軍省と開拓使間の協議を進め、早急な結論が必要となった。

結果は、屯田兵を「屯田憲兵」とすることであった。すなわち表面的には保安要員としながら、実質的には防備と開拓に従事する者としたのである。そのことで陸軍省による軍事訓練の実施は、ロシア側に陸軍管轄との疑惑を回避できること、開拓使が屯田兵制の主管者であるから開拓使が屯田兵防備施設及び軍事訓練並びに開拓・農業事業等の実施に責任をとり、緊急事態が発生した場合

15) 伊藤廣(1992)『屯田兵の研究』同成社 45p

16) 「北海道樺太兵衛招募意見上議」『公文録・明治六年・第百九十五巻・明治六年十月～十二月・開拓使伺』国立公文書館蔵(公 00933100)

17) 北海道「開拓使日誌」『新北海道史』第七巻 史料一 1969(以下「開拓使日誌」) 946・947p

18) 伊藤廣 前掲書 51p

19) 伊藤廣 前掲書 55・56p

は、緒戦は開拓使の責任者によって行動し、その後陸軍が救援隊を派遣する、といった対策案であった。そこで軍事面では陸軍の軍制に倣う必要があるため、開拓次官を陸軍少将とするとの考えが生まれ、黒田清隆を開拓次官と陸軍少将の兼任とし、屯田兵に関する事務を総理することとなった。同年6月23日に黒田は陸軍中将兼開拓次官となり²⁰⁾、同年8月2日には陸軍中将兼開拓長官となった²¹⁾。

明治7年10月3日に「屯田憲兵例則²²⁾」が太政官の裁定で成立した。その緒言では、「往古兵ヲ農ニ寓スルノ意ニ基キ屯田ノ制ニ倣ヒ新タニ人民ヲ召募シ兵隊ニ編入シ其土地ノ保護ヲ為サシム凡ソ其撰ニ充ル者専ラカヲ耕稼ニ尽シ有事ノ日ニ方テ長官ノ指揮ヲ稟シ兵役ニ従事ス可シ故ニ平日農隙ヲ以テ訓練ヲ為シ極テ欠失ナキヲ要ス」とした。この中で黒田開拓長官の屯田兵への指揮権が明記されたことになる。

ここに、開拓使と陸軍省による屯田兵制の二分管轄であったものが、実質的に屯田兵制の管轄権が黒田清隆長官一人に集中していたことを指摘して置きたい。

加えて、屯田兵憲兵例則の施行手続きについて、陸軍省と開拓使間の協議中に同年9月30日の陸軍卿山県有朋から黒田長官への回答書²³⁾では、北海道は特異な土地柄であり、憲法の規程を以てその儘対応することが困難であると記されている。さらに同日付の山県からの太政大臣三条宛ての書簡²⁴⁾には「当省ハ現今北海道ノ景況熟知ノ者モ無キ義ニ付（中略）屯田憲兵条例難取調候間可然御取捨之上御施行有之度此段申進候也」と記されている。これらによれば、陸軍省にとっては「北海道之儀ハ殊異之土地」であり、「景況熟知ノ者モ無」い状況がみてとれる。

2 屯田兵の招募実態

続けて明治10年の西南戦争以前における屯田兵の招募経過と、その実態から屯田兵の性格について確認しておく必要があろう。

明治7年10月30日、屯田憲兵例則の制定を受けて、実際に屯田兵の招募が開始される。この招募対象は青森、宮城、酒田の3県に限られ、実質的に3県の士族で戊辰戦争により生計に窮乏している者を対象としたのであった²⁵⁾。しかしながら、招募に応じる者は少なく、その理由を伊藤廣は、第1に「降伏人」としての「朝敵」の汚名を受けた恥辱が強かったため、第2に武士階級が屯田兵として蝦夷地へ応募することを移封されると誤解されたため、第3には、士族を返上して平民となって農業専一となることへの抵抗があったためとしている²⁶⁾。

開拓使は翌明治8年3月3日に「屯田憲兵平民編入ノ義伺²⁷⁾」を提出し、再度招募を試みる。それでは士族以外の平民も招募対象とした。その結果、同年3月12日の「達書第二号」で、宮城・

20) 伊藤廣 前掲書 57p

21) 「開拓使日誌」979p

22) 「屯田憲兵例則ノ儀伺」『太政官公文録 明治七年・第二百三十九巻 明治七年九月～十二月 開拓使伺』国立公文書館蔵(公 01261100)

23) 伊藤廣 前掲書 71p

24) 注(22)に同じ

25) 「開拓使日誌」989p

26) 伊藤廣 前掲書 84・85p

27) 「開拓使日誌」1019p

青森・酒田3県を対象に平民が加えられ、各県下の平民の中で志願する者が募集対象となった²⁸⁾。既に、明治3、4年に旧仙台藩亙理領から292戸、1830人の士族が有珠郡に入植しており²⁹⁾、この結果、「五月十七日青森県より四十九戸、酒田県より八戸、同月二十一日宮城県より九十三戸、北海道余市福山函館等より四十八戸、以上合計百九十八戸、男女九百六十五人³⁰⁾」が琴似村に入植したのである。

しかしながら当初の招募数に満たない状況の中で、開拓使は2回目の招募を行う。「第五号達³¹⁾」が同年8月17日に発せられ、ここでは招募地域を拡大し、置賜・岩手・秋田の3県を対象とした。さらに、同年8月17日に「第六号達³²⁾」が發布され、同年11月14日の「招募兵一大隊ニ充備ノ義伺³³⁾」では、「此上不足有之節ハ伊達邦成旧家来ノ内昨今両年有珠郡へ自移ノ者ヨリモ招募候様致度此段予メ相伺候也」とし、更なる招募活動を行った。

これらの再三なる屯田兵の招募の結果、明治9(1876)年6月、予定通りの屯田兵及び家族が入植することになる。その数は、琴似屯田村では、明治8年に198名(戸)、明治9年に105名(戸)が、発寒屯田村では、明治9年に32名(戸)。琴似兵村と発寒兵村で合計240名(戸)が入植した。一方山鼻屯田村では、明治9年に240名(戸)が入村している。西南戦争以前の屯田兵(戸)は琴似・発寒・山鼻を合わせ、総数480名(戸)に及んでいた³⁴⁾。

実際に応募し、移住してきた屯田兵をその出身地別にみると、どの兵村においても、宮城出身者が多く、彼らのほとんどが旧仙台藩亙理領からの移住者であった。続く青森は旧斗南藩からの移住者が中心であり、福島からの移住者は旧会津藩からの人々が多数をしめる。無論、開拓使の招募地域がそうであったためであるが、彼らは明らかに戊辰戦争での敗者であった。そこから屯田兵間及び各兵村間での連帯意識や扶助意識が強かったことが想像できる。当時の屯田兵を理解するために、このことを指摘し次節へ臨みたい。

第2節 戦闘死・病死・横死

明治10(1877)年2月15日、西郷隆盛を領袖とした薩摩軍が政府への反旗を掲げた。西南戦争の勃発である。鹿児島を出発した西郷軍は熊本鎮台が置かれていた熊本城へと進撃する。これに対し明治政府は、仙台・東京・名古屋・大阪・広島各鎮台に反乱軍鎮圧の命令を発し、征討軍を編制した。同年4月12日、黒田長官から全屯田兵及び北海道民に通達³⁵⁾が発せられた。それには熊本県の八代口からの襲撃が激化したため、更なる体制作りのために、その応援として屯田兵を出陣させ、速やかに鎮定し人々を安堵させると記されている。ここに屯田兵の西南戦争への従軍が開始される。その屯田兵とは、「兵」であり、一方で「戸主」とであるという特性を持っていたことを確認しておく必要がる。

屯田兵は山田顕義を司令官とする別働第2旅団に配属された。本部長を准陸軍大佐堀基として、

28) 伊藤廣 前掲書 85・86p

29) 北海道『新北海道史』第三巻 318p

30) 琴似兵村五十年記念誌会『琴似兵村誌』西村印刷所 1924 13・14p

31) 「開拓使日誌」1083・1084p

32) 同上

33) 「開拓使日誌」1126・1127p

34) 伊藤廣 前掲書 91p

35) 伊藤廣 前掲書 108p

本部付に17名を置き、第1大隊（大隊長 准陸軍少佐永山武四郎）を編制し、大隊付8名を付け、中隊長を准陸軍大尉門松経文とする第1中隊、244名（琴似・登寒屯田兵主体）、同じく中隊長を准陸軍大尉家村住義とする第2中隊、239名（山鼻屯田兵主体）を組み、輜重70名、砲廠55名、小繙帶所に12名、総出動合計645名であった³⁶⁾。

本節では、出征した屯田兵で戦闘によるもの、病気によるもの、直接戦闘に関わらないものによって死亡した人たちの状況と、その対応についてまとめた。

1 戦闘死

総勢645名からなる屯田兵第1大隊は、明治10年4月15日に小樽港を出港し、同19日に肥後国に到着する。同年8月21日鹿兒島を発するまでの戦闘の中で8名が戦死した。別働第2旅団へ編入された彼らは、八代口より人吉攻撃に参加し、そこで激戦となった³⁷⁾。5月30日には『テルカク』道ノ進撃ハ援兵ニ及ハントス、旅団長ノ命ヲ得。前夜ヨリ『ドウカク』山ニ露営ノ永山少佐以下、白瀧山ノ兵ニ合シ『ザレワラ』ニ向ヒ。開戦ハ軍曹佐藤市蔵戦死、伍長垣見幾五郎、兵卒安孫子倫彦傷ク」とある。さらに北海道立文書館に残る史料から、その状況がより詳細に復元できる³⁸⁾。佐藤市蔵は「前骨骨板中央へ射入後頭骨窩ニ留ル」とあり、熊本県肥後国八代郡八代に埋葬された。享年36歳4カ月であった。6月1日には「午前六時、諸口ノ官軍一齊二人吉ヲ攻撃シ、午前九時人吉ヲ取ル。（中略）正面、千早中尉ノ二分隊ハ西町、札ノ辻ニ至リ、大橋ヲ渡リ前岸ニ達スルモノ僅二十余名ノ賊、橋側ニ伏シ急激スルニ遇ヒ殆ント援隊絶ス。コノ時千早中尉及ヒ伍長平石吉次、伍長柳瀬栄ハ兵卒二、三名隈ヲ済リ引揚ク。此時軍曹岩田栄吾、兵卒三品龍之助、板橋秀作、徳田庄之助戦死シ、伍長宮原隆太郎ハ傷ク」。3名とも「胸部銃創即死」とされている。しかしながら、既に富井が指摘しているが³⁹⁾、岩田栄吾・徳田庄之助・三品龍之助の3名は溺死であった。板橋周作については「板橋周作眞向ニ胸ヲ打タレ即死」とあるのに対して、『明治十年日々雑誌八月改⁴⁰⁾』の戦闘記録でも、岩田・徳田・三品の3名は「残兵ハ皆々早クモ逃ゲ去ルナリ川下へ段打被流深クナリ遂ニ軍曹岩田栄吾兵卒徳田庄之助三品龍之助合三人ハ無キツニテ死タリ」とあるため、溺死であったと考えられる。彼ら4名とも肥後国球磨郡村山に埋葬された。7月10日には「賊兵四人来リ刀ヲ以右隊石森嘉七ヘ打テ掛ル其時何人砲ヲ以フセクトイヘトモ遂ニ頭ノ上ヲ切傷ラレ外手杯モ少々被切即死」している。「顱顱骨及後頭骨三ヶ処腦ニ切込左上肢前指切落」とされた。さらに7月28日には薩摩軍との抜刀による戦闘で、堀米重三郎が即死している。診断には「右後耳動脈部ヨリ左同所ニ貫通」とあり、両名とも八代に埋葬された。また別の史料では、8月2日に、「末永村ニ登リ、第二中隊ト合シ、奮戦大ニ勝利ヲ得、直チニ高鍋ニ進入ス。第一中隊兵卒桜井清春戦死ス、伍長大関雄孟兵卒工藤彦三郎、真柳六蔵傷キ、第二中隊兵卒石川瀧吉亦傷ク⁴¹⁾」とあり、

36) 旭川市永山町史編集委員会(1962)『永山町史』大日本印刷株式会社 205p

37) 大蔵省(1985)『開拓使事業報告第五編』北海道出版企画センター 9p～22p

38) 開拓使『略輯旧開拓使会計書類第四号第二百十冊』招魂碑関係綴(以下「第二百十冊」)北海道立文書館蔵(請求番号6363)

39) 富井恭二 前掲論文 20p

40) 琴似神社『明治十年 日々雑誌 八月改』第一大隊第一中隊琴似屯田兵 安細良政 琴似屯田資料室蔵(以下「日々雑誌記」)

41) 注(37) 22頁

佐土原方面での戦闘で、櫻井清春が戦死している。「左顳顬骨右側後頭部二貫通⁴²⁾」であった。櫻井も八代に埋葬されている。

以上西南戦争での戦闘による死者八名を改めて記す。

佐藤市蔵（軍曹）	5月30日	36才	熊本県鹿澤村	戦闘死（琴似 旧斗南藩）
岩田栄吾（軍曹）	6月1日	35才	熊本県人吉	溺死（琴似 旧斗南藩）
徳田荘之助（兵卒）	同右	29才	同右	溺死（琴似 秋田県）
三品龍之助（兵卒）	同上	20才	同右	溺死（琴似 亶理）
板橋周作（兵卒）	同上	24才	同右	戦闘死（琴似 亶理）
石森嘉七（兵卒）	7月10日	33才	鹿児島県杉水流村	戦闘死（山鼻 亶理）
堀米重三郎（兵卒）	7月28日	23才	鹿児島県神屋村	戦闘死（琴似 亶理）
櫻井清春（兵卒）	8月2日	27才	鹿児島県佐土原	戦闘死（琴似 鶴岡県）

2 病死

西南戦争への従軍中、さらに帰路、帰札後に28名の屯田兵が病死している。前項と同様に北海道立文書館の史料からその状況を示したい⁴³⁾。

第1大隊第1中隊を率いた鹿児島県出身の軍人准陸軍大尉門松経文が、5月15日戦地八代で変室息を発病し、八代軍団病院で治療を受けながらも7月11日に死亡した。39歳であった。また、7月10日、村田政吉が脚気を発病し本隊から離れたが、大阪でコレラに罹り死亡している。人吉での激戦を終え小林方面への進撃中の7月16日、前田市太郎が室扶私を発病し、長崎軍団病院で死亡。翌17日には小林八十吉が腹膜炎を発病し、田代村分派大綱帶所にて3日後の21日に死亡した。その翌日、板橋伊右衛門が室扶私を発病し、八代軍団病院で亡くなった。さらに日付が不明だが、7月中旬に羽石好孝は脚気を発症し、8月26日に長崎臨時海軍病院で死亡している。同8月佐土原での戦闘後都城へ向かう途中、牧野岱三郎が室扶私に罹り高鍋分派大綱帶所で8月8日に死亡した。以上6名は戦地で発病し、現地の医療機関による治療を受けたが、現地九州で病死した。

8月16日、屯田兵達は戦闘地からの引き揚げを命じられ、陸路鹿児島県向かい、8月21日金丸にて鹿児島から神戸に向けて出港する。その航海中に東條敬次郎が室扶私に罹り船中で死亡した。東條は大阪で埋葬されている。当時神戸ではコレラが流行しており、ここから屯田兵にとっての悲劇が始まる。

8月28日、東京丸にて神戸港から東京に向い、3日後東京に到着した。その後9月22日に東京を発し、27日に函館に一旦寄港後、29日小樽を発って、翌30日札幌に凱旋した。その間で17名が病死している。その内、実に16名がコレラを発病し、そのほとんどが発病日もしくは翌日に亡くなっている。さらに、帰札後コレラを発病し、死亡した兵が4名いる。

これらはいずれも戦闘中の負傷等による発病ではない。以下に病死者の氏名、年齢、病名、死亡場所を記す。

門松経文（大尉）	7月11日死亡	39才	変室息	八代軍団病院
小池八十吉（兵卒）	7月21日死亡	27才	腹	田代村分派大綱帶所
牧野岱三郎（喇叭卒）	8月8日死亡	21才	室扶私	高鍋分派大綱帶所

42) 「第二百十冊」

43) 同上

板橋伊右衛門（夫卒）	8月15日死亡	44才	窒扶私	八代軍団病院
前田市太郎（兵卒）	8月18日死亡	27才	窒扶私	長崎軍団病院
東條敬次郎（兵卒）	8月21日死亡	30才	窒扶私	鹿児島～神戸 航海中
羽石好孝（兵卒）	8月26日死亡	年齢不詳	脚気病	長崎臨時海軍病院
今田吉平（兵卒）	9月8日死亡	21才	コレラ	東京新銭坐営所
二瓶只次郎（兵卒）	9月15日死亡	20才	コレラ	東京新銭坐営所
小山銀二郎（兵卒）	9月27日死亡	19才	コレラ	函館避病院
山崎竹松（兵卒）	9月27日死亡	31才	コレラ	函館避病院
佐藤松太郎（兵卒）	9月27日死亡	23才	コレラ	函館避病院
梅津藤吉（小使）	9月27日死亡	29才	コレラ	函館避病院
三浦久蔵（小使）	9月27日死亡	27才	コレラ	函館避病院
村田政吉（兵卒）	9月28日死亡	36才	コレラ	大阪臨時病院
藤倉惣介（兵卒）	9月30日死亡	28才	コレラ	小樽避病院
工藤治郎右エ門（兵卒）	9月30日死亡	20才	コレラ	小樽避病院
氏家兼造（兵卒）	9月30日死亡	36才	コレラ	小樽避病院
栗原辰五郎（兵卒）	9月30日死亡	36才	コレラ	函館避病院
菊池時之助（兵卒）	10月1日死亡	34才	コレラ	函館避病院
藤島三治（兵卒）	10月1日死亡	34才	コレラ	小樽避病院
吉田豊吉（兵卒）	10月1日死亡	36才	コレラ	函館避病院
斎川金八郎（兵卒）	10月1日死亡	28才	コレラ	札幌避病院
大場謙吉（兵卒）	10月6日死亡	28才	コレラ	札幌避病院
三浦常吉（兵卒）	10月6日死亡	22才	コレラ	札幌避病院
福定丑松（兵卒）	10月7日死亡	36才	コレラ	札幌避病院
永谷善太（兵卒）	10月15日死亡	35才	心臓病	札幌病院
原専之助（軍曹）	10月20日死亡	35才	コレラ	札幌避病院

3 横死

小樽港を出帆する当日、出港を控えて小樽に滞在中、琴似・発寒屯田兵を中心として編制された屯田兵第1大隊第1中隊の准陸軍伍長伊藤蔵司が、突然同郷の中崎源五郎を射殺するといった事件が発生した。事件の詳細を、伊藤はその供述調書で次のように語っている⁴⁴⁾。

自分義岩手県下陸中国岩手郡余市村住居中同村居住中崎源五郎ト両三土計リ争論致候事有之昨九年四月中屯田兵被召募札幌へ源五郎同道罷越シ示後同村へ居住罷在一大一中隊伍長代務被申付本月十一被長崎表へ行軍被命小樽へ参リ金曇町貸坐敷三宅亀吉方へ止宿致シ尤右源五郎ハ自分伍下ニテ同宿罷在候所本月十三日准陸軍伍長被命素ヨリ不肖ノ身不相当ニ付度々辞退仕候得共不得止奉職致シ止宿中何分多人数ノ事且不肖ノ身ニテ伍下ノ兵員ヲ制兼自論中崎源五郎ナル者悉ク蔑視致内実心外ニ存居必竟伍下ノ不取締モ彼シノ所業ヨリ醸成候哉推考罷在候折柄昨十五日午後五時ノ乗船被達出発ノ際ニ付伍下兵員大房一郎ト申合セ

44) 開拓使「准陸軍伍長伊藤蔵司、犯罪処刑ノ件」『開拓使稟裁録 自明治十年一月至同年十二月』北海道立文書館蔵（請求番号 簿書 10756）

宿亀吉方へ依頼ノ上酒五合ヲ買求メ飲酒ノ末二階へ登リ勘考スルニ何分源五郎ノ挙動不審ト一時思ヒ込ミ彼レヲ砲撃セン事ヲ発意シ所持ノ銃へ弾丸ヲ仕込置源五郎出奔ノ体ヲ認メ念激禁スル能ハス終ニ右ノ耳下へ向発砲及候所即時相果候次第ニテ外高橋辰三郎ハ疵為負且弾丸ノ行方等更ニ覺無之尤人ヲ殺害セシ上ハ割腹可致存念ニテ兼テラントセル内へ隠シ置タル短刀ヲ取出シ候得共衆人へ被取押へ今更恐入候事

その後、明治 11（1878）年 1 月 9 日に黒田は三条実美に対して「罪案文ニ通処断仕可然哉一件書類書類相添此段相伺候至急御裁下有之度候也⁴⁵⁾」と、加害者伊藤への死刑判決の妥当性を伺い、結果は判決通りとなる。直ちに苗穂監獄に投獄され、同年 4 月 26 日に死刑が執行されている⁴⁶⁾。これにより、中崎の横死の概要が理解できる。

第 2 章 西南戦争での戦没者慰霊

第 1 節 東京招魂社への合祀

西南戦争での戦没者慰霊として、開拓使は札幌帰還の 2 月後、早々に戦死者の東京招魂社への合祀を求めた。下の史料が開拓使からの太政大臣三条宛の合祀伺い⁴⁷⁾である。

先般鹿児島県賊徒征伐ニ際戦死ノ者来ル十三日ヨリ十五日迄三日間九段坂上ニ於テ招魂祭被奉行相成度旨今般海軍省ヨリ伺出御許可相成候趣ニ有之然ルニ当使屯田兵ノ義モ当夏戦地へ出兵第二旅団ニ編入相成各所ニ於テ戦死セル軍人軍属若干ニ有之右等総陸海軍省軍人軍属同様招魂祭奉行同社へ合祀可相成筋ト被存候條至急御允裁有之速ニ該省ノ御達相成候様致度此段相伺候也

当時屯田兵は海軍にも所属しない開拓使の管理下にあったため、屯田兵の東京招魂社への合祀は特別なものであった。したがって、開拓使は戦死した屯田兵を「陸海軍省軍人軍属同様」と強調し、合祀を願ったものであった。それに対して、太政官は翌 10 日、陸海軍両省に「伺ノ趣聞届別紙ノ通陸海軍省へ相達候事」とする「達⁴⁸⁾」を以て一旦事前に通告をし、了解を求め、その別紙において「今般西南ノ役ニ戦死セル北海道屯田兵東京招魂社へ合祀被仰付候来ル十三日並毎年定日ニ祭祀執行可致此旨相達候事」と合祀が決定した。

しかしながら、開拓使は上記の東京招魂社への合祀伺を提出した翌日に、征討残務取調掛へ「警視局於テハ（中略）全ク病死ノ者ニテモ戦地ニ臨発病死去其上ハ戦死ト看做シ可然哉云々数條取調中ノ処候得共屯田兵ノ義ハ渾テ陸海軍省ノ成ル拠取調可申存候此段一応相伺候也⁴⁹⁾」との伺いを提出しており、そこには「屯田兵ノ組立ハ特別ノモノト雖（中略）海陸軍ノ成規ニ被準警視局ノ伺相立候ハ」（中略）評議候間モ有之候ト被存候事」といった付箋が付けられている。したがって、開拓使は東京招魂社への合祀を戦死者だけに留まらず、病死者の合祀を要求していた事が窺える。しかしながら、「十一月西南ノ役戦死者八名軍中疫疾ニ罹リ死スル者二十七名陸海軍ノ例ニ準シ戦

45) 同上

46) 開拓使「准陸軍伍長伊藤蔵司、処刑処断ノ件」『開拓使申奏録 上 自明治十一年一月至同年十一月』北海道立文書館蔵（請求番号 簿書 10750）

47) 「屯田兵戦死ノ軍人其他東京招魂社への合祀伺」『公文録・明治十年・第二百十卷・明治十年九月～十二月・開拓使伺』国立公文書館蔵（請求番号 公 0213611）

48) 同上

49) 開拓使『略輯旧開拓使会計書類第四号第二百八冊』北海道立文書館蔵（請求番号 簿書 6361）

死者八名ノ靈ヲ東京招魂社ニ合祀セラル⁵⁰⁾」とあるため、その目的は達せられなかった。ここに開拓使が考えていた屯田兵戦没者に対する慰霊の在り方を見いだすことができよう。

東京招魂社への合祀者は8名であり、前述の戦闘死（溺死）者と合致する。ちなみに、岩田・徳田・三品の3名の死因は、「胸部銃創」と記されている⁵¹⁾。

以上、屯田兵が開拓使隷下の陸・海軍に属さない特殊な軍隊であったため、東京招魂社への戦死者の合祀は、開拓使側からの要請によってなされたものであった。それに対し太政官としては事前に陸海軍省に両軍の軍人軍属の戦闘死者と同様に扱うことを伝えた上で成されたものであったのである。

第2節「屯田兵招魂碑」の建立

1 招魂碑建立までの経緯

次に開拓使は、招魂碑の建立を計画する。明治11年7月6日、開拓使はその建設について太政官に対して、次のような「上申書」を提出した。それには、招魂碑の建立は屯田兵自身が志望するものであり、その建設費用は開拓使管轄下の「殖民費」から調達するので建立を認めて欲しいと述べられている⁵²⁾。この伺いに対して太政官は調査局での審議の上、同月9日に「開拓使上申北海道へ招魂碑建設ノ儀審案候処陸海軍ノ比較ニ依り候時ハ東京招魂社へ合祀相成候迄ニテ別ニ招魂碑等建設不及儀ニハ候ヘトモ北海道ノ儀ハ遼陬ノ儀且屯田兵ハ陸海軍トハ其成立ヲ異ニシ一様ニ難見做場合モ有之候間上申ノ通御聞届相成可然裁左案取調仰高裁候也⁵³⁾」として、大蔵省へ通牒している。北海道が遠い辺地であり、屯田兵は陸海軍とは異なる経緯で成立したものであるため、「一様ニ難見做」いものであるとの理由で招魂碑の建立を認める趣旨を提案したのである。

その結果、明治11年7月25日に屯田兵戦死者の為の招魂碑が札幌に建設されることが裁可されたのであった⁵⁴⁾。

ここで、これらの開拓使からの建立伺いでは、「戦闘死者」の為の招魂碑としていることに注目したい。中央政府も、あくまでも戦死者の為の招魂碑建設を認めたものであったことを確認しておきたい。

ちなみに、この屯田兵招魂碑は、明治33年に「招魂碑保存会」が法人として認可され、明治41(1908)年札幌区遊園地(現在の札幌市中島公園)に移転される。そこに同年日露戦争の終結にあたって乃木希典の筆によって忠魂碑が建立され、翌42(1909)年12月に内務省の認可の下で札幌招魂社が成立する。その後、昭和14(1939)年に札幌護国神社と改称された⁵⁵⁾。

2 招魂碑文銘の変遷

ここで招魂碑の建立が裁可され、その後行われた「碑銘文」の変遷について考察したい。

50) 注(37)25p

51) 「屯田兵戦死ノ者東京招魂社へ合祀附人名表」『太政類典・雑部・明治十年～明治十四年・第十三巻・鹿児島征討始末十三』国立公文書館蔵（請求番号太00838100）

52) 「屯田戦死者ノ為メ招魂碑ヲ札幌ニ建設」『太政類典・雑部・明治十年～明治十四年・第十三巻・鹿児島征討始末十三』国立公文書館蔵（請求番号太00838100）

53) 同上

54) 伊藤廣 前掲書 84・85p

55) 札幌護国神社(1998)『札幌護国神社創祀百拾年史』25・26p

明治12(1879)年2月、開拓使2等属の奥主継が作成し、開拓使3等出仕記録課書記官へ提出した碑文案が次のものである⁵⁶⁾。

明治十年四月王師西征顕義承之別働第二旅団長屯田第一大隊属焉進攻人吉拔之連陷佐土原高鍋准陸軍^マ曹佐藤市蔵等八人奮闘相鏖而死越九月事平凱旋朝廷祔祭ス佐藤等之靈於東京招魂社参議兼開拓長官黒田清隆已悼佐藤等殉干王事且准陸軍大尉門松経文等二十八人病没於行間別建碑於札幌^{△△}鐫各人姓名於碑陰請有栖川二品親王書碑面字使顕義建碑之由歳時修祀岡或廢墜

この案文では、人吉で戦死した佐藤市蔵の名が本文の中に記され、戦死者8人としている。一方で、「准陸軍大尉門松経文等二十八病没」者の姓名を碑文銘に記されている。前項で確認したとおり戦闘死者のための招魂碑建立であったが、病死者の氏名が案文内にある。その後の訂正案と思われる2月12日付けの、奥主継作成の碑文銘案⁵⁷⁾が次のものである。

明治十年西南之役顕義承之別働第二旅団長屯田兵第一大隊属焉戦数月奮闘而死者八人病没於行間者二十八人陸軍中將兼参議兼開拓使長官黒田清隆建招魂碑於札幌^{△△}請前征討総督有栖川二品親王題字又以其属余旧部下使記其梗概因開列各人姓名於左

明治十年某月某日	某役戦没	准陸軍軍曹	佐藤市蔵
.....			(・・は原文 以下同)
.....	某月某日病没干某	某	
.....			

この案文では、本文から個人名が消え、「各人姓名於左」として一括して氏名を挙げているが、前案同様に「病没」者の氏名が碑文銘に記載されている。

続く2月14日付で黒田開拓長官から安田・永山に送られた電報で示された「招魂碑ハ開申ノ通ニテ宜シ」とした案文⁵⁸⁾は、次のものである。

明治十年西征之役顕承之別働第二旅団長屯田兵第一大隊属焉戦数月奮闘而死者八人横死者一人病没於行間者二十八人陸軍中將兼参議兼開拓長官正四位勲一等黒田清隆建招魂碑於札幌公園請陸軍大將兼議長議定官二品大勲位熾仁親王前征討総督書碑面字又以其属予部下使予記其梗概因勒各人姓名於左

五月三十日戦没干肥後人吉 准陸軍軍曹 佐藤市蔵
以下七人同列
七月十一日病没干八代 准陸軍大尉 門松経文
以下二十七人同列
(中略)

四月十五日 横干小樽 中崎源五郎

この段階では病死者に加え、「横死者一人」が本文に加えられ、「四月十五日 横干小樽 中崎源五郎」とその氏名までが、朱書きで加えられた。

さらに上の案文の訂正文と思われる「招魂碑彫方義伺ノ通り」とした題名の3月1日付の調所発、

56) 「第二百十冊」

57) 同上

58) 同上

安田・永山宛電報⁵⁹⁾は次の様になっている。

明治十年西征之役顕義承之別働第二旅団屯田兵第一大隊属焉転戦数月奮闘而死者八人病没於行間者二十八人陸軍中將兼參議兼開拓長官正四位勲一等黒田清隆建招魂碑於札幌請陸軍大將兼議長議定官二品大勲位前征討総督熾仁親王書碑面字又又以其属予部下使予記其梗概因勒各人姓名於左

(中略)

四月十五日横死干小樽 中崎源五郎

(後略)

これでは、本文から「横死者一人」が削られるが、中崎の氏名はそのまま記載された。その後、碑文銘に関わる史料が存在しない点から、この段階で屯田兵招魂碑文が完成したものと考えられる。

現在は札幌護国神社の境内奥に忠魂碑と共に屯田兵招魂碑が立っている。背面に碑文銘があるが、風化のためほぼ判読は不可能といえる。ただ筆者が現地調査をした結果、記載者数は明らかに37人であり、横死した中崎源五郎の氏名を確認することができた。したがって、西南戦争で戦闘死した8名、病死した28名、加えて横死した1名、計37名の氏名が碑文にしっかりと刻まれたことになる⁶⁰⁾。

尚、屯田兵招魂碑は、「偕楽園」に設置された⁶¹⁾。偕楽園は「明治四年開拓判官岩村通俊開築シ以テ遊覧ノ所」とされ園内には育種場、博物館、競馬場を備えていた⁶²⁾。現在の札幌市北6条西7丁目位置し、JR札幌駅からの西へ数100mの所である。この場で、招魂祭が行われ、その日程と内容は明治12年10月15日付の永山から開拓書記官への文書⁶³⁾では、「来ル廿七八両日招魂祭施行手続左之通ニ有之候条廿七日祭典之節当局並各局員共御来集相成候様致度此段及御照会候也」として、27日には「午前十時祭事施行屯田兵整列相神式ヲ行」い「午後二時ヨリ招調ヲ挙ク」とある。さらに28日は「午前八時ヨリ十二時迄射的」「午後初ヨリ競馬」が開催される予定であり、「但優秀ノ者へ景物ヲ興」すとあることから、招魂といった祭事と娯楽的なものを合わせたものを計画していたようである。当時の新聞記事⁶⁴⁾には、「札幌庁下偕楽園の傍らに方百間余の良地を相し去る明治十年征西の役殉国壮士三十七名の招魂碑を建て本月二七日を以て大祭を施行し同年二八日附祭あり(中略)斎主進で告辭を様讀せらるる懇志文章に溢れ哀性聲音に露れ無数の参拝人文義を解すると解せざると皆感泣せり就中遺族親戚に至りては歎歎の聲他人の襟袖を濕すに至る(中略)嗚呼薩賊の大舉廳發するにあたり此人々義を重じ身を輕じ奮て難に趣き彈丸雨射の間は戦ひ劍光雷閃の下に斃れ遂に天壽を保つ能はずと雖ども然れ共護國の義務を尽し至忠の試を效すを以て名を明治の正史に留め永遠不朽の祭儀を饗くるの榮あり國民たる者安んぞ大義のある所を辨知して報國の義務を尽さざるべけん哉」と記されている。

ここまで招魂碑の碑文についてその変遷と復元を試みたが、一方で明治12年8月16日開拓書

59) 同上

60) この点について、富井氏は前掲論文の中で、招魂碑文についての復元を行っているが、そこに記載された氏名を36名としている。

61) 「開拓使日誌」122頁

62) 開拓使(1973)『北海道志』歴史図書社 329p

63) 開拓使『明治十二年 屯田移事務局移録』北海道立文書館蔵(請求番号3035)

64) 『函館新聞』明治12年11月8日 マイクロフィルム(北海道大学図書館蔵)

記官一等属奥主継から故門松経文の妻宛の文書⁶⁵⁾では「今般屯田兵招魂碑北海道札幌表へ建設相成候旨記念之為石摺表裏共壹部ツ〃及御送付候条此段申入候也」とあり、さらには、12年9月4日付けで病死した鹿児島縣士族門松経文の妻ま津へ、屯田招魂碑の碑文銘を2枚送るといった文書が送られている⁶⁶⁾。いずれも、開拓使の西南戦争での戦没者慰霊の一端といえよう。

第3節 戦没者慰霊の特性

ここまで西南戦争へ出征し戦没した兵士に対する慰霊の実態を述べて来た。そこからみられる屯田兵の戦没者慰霊についての特性について改めて整理しながら、考察を試みたい。

第1に、東京招魂社への合祀に関わってである。西南戦争における戦没者の東京招魂社への合祀について、開拓使はその実現に向けて積極的に行動した。そして、その合祀対象者を、戦闘死者だけに留まらず、病死者の合祀をも訴えたのであった。この点に、開拓使が描いた屯田兵の戦没者に対する慰霊の姿勢を見ることができる。

前述したが山県をして「北海道之儀ハ殊異之土地柄」と言わしめ、陸軍省としては「景況熟知ノ者」が無い状況下で、北海道の開拓を担ってきた開拓使の屯田兵戦没者慰霊への強い意志の表現であったといえる。結果は、陸軍・海軍の例に倣いといった論理で、それは実現しなかったが、ここに屯田兵戦没者慰霊についての特性を見いだすことができる。

第2として、屯田兵招魂碑の碑文銘をめぐる過程と結果から考察したい。

1点目は、戦死者の把握の段階で何故「溺死」を「戦死」とする必要があったのかという点である。三品・徳田・岩田の3名の診断書⁶⁷⁾には、明らかに改ざんされた痕跡を見いだすことができる。すなわち、三品・徳田の両名とも「人吉ニ於テ激戦ノ際銃創ヲ被リ玖廣川ニ没シ致即死ニ付」といった加筆がなされ、特に「銃創ヲ被リ」の部分は朱書きで加筆されている。さらに岩田については、診断書に「四肢以下」十五字ヲ削り胸部銃創ニテ磨爛致シ候ニ改メ度事」との付箋があり、本文は「人吉ニ於テ激戦ノ際胸部銃創ヲ被リ玖磨川ニ没シ致即死ニ付」との診断書⁶⁸⁾で、同様に「胸部銃創ヲ被リ」は朱書きである。明らかに開拓使は溺死という事実を戦死として扱ったのである。その目的の理由の一端を示すものが、次の開拓使内部での文書⁶⁹⁾である。それは明治11年7月2日、開拓使二等属の奥が作成したもので、そこには「昨一日旧別働第二旅団事務所へ出願ノ処屯田兵岩田栄吉外三名昨十年招魂祭合祀ノ節御届ニハ戦死ト有之旅団ヨリノ届書ニハ溺死ト相見ヘ戦死溺死ハ差等モ有之招魂祭典ニ與ルト不然トノ區別モ有之儀ニ付右御届書判然致シ候様本日中ニ取調可申出」とあり、開拓使は東京招魂社への合祀の際に「戦死」としたが、旧別働第二旅団は「溺死」としたことへの矛盾の解消が必要であり、招魂祭での「興ルト不然」の「区別」への配慮であったといえる。

2点目には、中崎源五郎を横死としながらも、何故招魂碑文銘に記載したのか、である。彼の横死の概要については前述したが、彼の診断書⁷⁰⁾は「四月十五被銃殺セラレ即死札幌墓地埋葬」と記

65) 注(63)に同じ

66) 伊藤廣 前掲書 108～225p

67) 開拓使『略輯旧開拓使会計書類第四号第二百六冊』北海道立文書館蔵(請求番号 6359)(以下「第二百六冊」)

68) 同上

69) 同上

70) 開拓使『略輯旧開拓使会計書類第四号第二百九冊』北海道立文書館蔵(請求番号 6362)(以下「第二百九冊」)

されている。さらにそれには付箋があり、「恩給令十三條第一節ニ准ス」と記されている。一方で、彼を殺害した伊藤蔵司への判決書⁷¹⁾には次のような付箋がある。

伊藤蔵司發狂云々右發狂ナレハ医員ノ診断書モ可有之筈喩ハ犯罪ノ節狂乱ニテ糾弾ノ節全快セシトスルモ發狂中ノ挙動ヲ口供ノ如ク明瞭記憶スヘキ道理ナキヲ以テ口供モ又斯ノ如ク甘結スヘキ理由ナシ依テ發狂云々ニ屯田事務局ニ照會ハ本議ヲ可トス

伊藤による中崎の殺害は、発狂によるものであった可能性があり、中崎はその犠牲であったとの主張を見いだすことができる。したがって、中崎は出征中の「犠牲者」として扱われ、ひいては「戦死」に相当するとの判断が、開拓使にはあったものと推察できる。横死であっても碑文銘に記した理由がここにあった。

3点目は、病死者の碑文銘への記載である。屯田兵招魂碑文銘の変遷については前述したが、開拓使はあくまでも「戦死」者の為の招魂碑建設をその目的として伺いを立て、政府はそれに対して許可したものであった。しかしながら、戦闘死（溺死）、病死者及び横死者の氏名が記されたのは明らかである。何故、そのようになったのか、大きな問題が残る。東京招魂社への合祀者として、開拓使は病死者を含めたい姿勢は既に述べたが、招魂碑の建設過程でも同様な動きがあったことが以下の史料から推察できる。まずは明治11年5月20日付けの「出征中死没ノ者石碑建設ノ義ニ付旧軍団事務所へ御回答ノ案⁷²⁾」では、「昨年出征中戦没ノ屯田兵士官杯之石碑建設之義（中略）即死或ハ病氣杯ニ因来候者共凡テ小繙帶所ヨリ本団ノ大繙帶所へ引渡大繙帶所ニ於テ埋葬杯各隊一般ノ取斗相来候次第ニ付石碑建設ノ義モ各旅団死没人一樣ノ御処分相来候様致度此案各御回復候也」として、病死者も「各隊一般ノ取斗相来候」として裁可を願っている。続けて開拓使は6月24日に旧軍団に送った文章では「昨年出征中死没ノ屯田兵士官己下石碑建設ノ儀（中略）右者戦死病死何レモ旅団大繙帶所ニ引渡埋葬等各隊一般之御取扱ニ相来居候儀ニ付石碑等は亦右旅団一般之御処分ニ相成候事ト存候処御照会ハ如何様之御取斗ニ相来候哉致承知度候御回答此段及御問合候也」とある⁷³⁾。

その結果、7月11日付けで、以下のような回答を軍団事務所から開拓使が受けている。

客年出征中戦死等之者石碑之处ニ付及御照会ノ処（中略）戦死病没ノ者共何レノ旅団大繙帶所ニ引渡埋葬等各隊一般之取扱ニ相成居り候ニ付云々杯各旅団之様右御問合之趣杯致承分候元来客年之役戦死杯之者海軍警視夫ニ混籍致居り（中略）併屯田兵ハ死没之者モ寡歩ニ致問今般ニ限り当方へ御引更致シ一般定規之石碑寸法ニ準シ建設（中略）致此段再ヒ及御照会候也

その回答案として、次の文章を開拓使は7月12日に軍団事務所へ送った⁷⁴⁾。

客年西南之役屯田兵戦死之者石碑建設之義（中略）今度限り御引受定規之石碑建設ニ相成候様致度此段及御依頼候也

以上のような開拓使と旧軍団事務所との間で、「今度限り」といった理由で、招魂碑の碑文に戦闘死者に加え、病死者、横死者が記されたものといえる。ちなみに、大蔵省編纂の『開拓使事業報告』には「（十一年）。七月客年西南ノ役戦死者東京招魂社合祀ヲ得ト雖軍中病死者戦死ト同シク

71) 同上

72) 「第二百六冊」

73) 同上

74) 同上

見做スヘキ者ノ靈ヲ併セ記念ノ為メ札幌ニ招魂碑ヲ建ツ⁷⁵⁾」とある。ここにも、東京招魂社への戦病死者の合祀を計画した開拓使の論理が存在していたといえる。

前述したが、この屯田兵招魂碑を中心として、札幌招魂社が生まれ、1939年札幌護国神社へと名称を変えている。小林、照沼、大原が指摘した札幌護国神社の特性、すなわち靖国神社とは異なった、この時期での戦病死者をも合祀した戦没者慰霊社が北海道に存在する理由がここにあったのである。

4点目に、この碑文銘に氏名を刻むことの意義が、経済的且つ屯田兵制そのものの特性にあったことを指摘したい。既に富井が戦没者遺族への補償の問題と相続の問題を述べている⁷⁶⁾。但し、本稿の目的である慰霊との関わりでの著述ではなく、その点から筆者なりに考察を行いたい。既に中崎の横死については、その診断書の付箋に「恩給令十三條第一節二准ス」とあることを記した。つまり横死を戦闘死扱いにした今一つの理由は恩給の支給にあったと考えられる。屯田兵が当時陸軍に属さず、開拓使に直属したという特殊な存在であった点を次の史料が端的に示している。明治12年7月7日付けで内務卿伊藤博文が黒田開拓長官に発したものである⁷⁷⁾。

屯田兵ハ皆服役スル者ヲ戸主トシ全戸移住自家ヲ経営スル者ニ有之他陸軍兵ノ二三男ヨリ徵募候者ト其生質自ラ異ナリ家族之戸主ニ依生活スルハ其本分ニ付別記入不致次第二候間右御了承有之度此段及御照復候也

これによれば屯田兵は「戸主」であり、「移住自家ヲ経営スル者」であること。さらに「陸軍兵ノ二三男ヨリ徵募候者ト其生質自ラ異ナリ家族之戸主ニ依生活スルハ其本分」であることを明確に示している。つまり、戸主である屯田兵の死は、直接的に家族の存続を危うくするものであった。そしてそれは、北海道開拓にとって多大な痛手であったのである。そのため開拓使は西南戦争後、戦死者遺族への扶助料の支給について積極的な行動を起こし、その回答を内務省から受けている⁷⁸⁾。例えば、明治12年4月2日には、戦死者への支給は無論のこと、横死した「中崎源五郎」「ハ私怨ヲ以テ射殺セラレ」た者であり、「一般病忘ニテ死没セン者ニ付」「寡婦扶助料」の支給を求めている⁷⁹⁾。加えて、前出の大蔵省の『開拓使事業報告』によれば、「十月屯田兵給助年限中戸主死スルモ遺族猶ホ其扶助ヲ仰クヲ得セシム又其遺族老幼婦女多キ者ハ開墾意ノ如クナラス終ニ破産流離ニ至ルヲ慮リ戦死病死ヲ論セス給助満限迄亡戸主ニ給スヘキ扶助米ノ残額ヲ以テ遺族ニ給シ開墾費ニ充テ保護ノ定規ヲ設ク⁸⁰⁾」とあり、「戦死戦病死ヲ論セス」に遺族への扶助を行っている。さらに明治12年6月19日に太政大臣三条実美が認めた、黒田から太政官への伺⁸¹⁾には「死刑ニ被処候者ノ遺族ハ右限外ナル勿論ニ候得共前頭救助ハ素ヨリ開墾費充下賜候義ニ有之且該兵ハ最初ヨリ送籍移住ニシテ兵農ノ役ニ従事セシメ永遠土着殖民ノ基礎ト為スノ主旨ニ候処死刑ニ被セラレ候故ヲ以テ其遺族タル者生計ノ途ヲ失ヒ開墾等ニ従事スル能ハサルニ立至候テハ該兵設置ノ趣意ニ悖リ候義ニ付死刑者ノ遺族モ戦死病死者ノ遺族同様ノ處分ニ取計度條御允准相成度此段相伺候也」と記されている。

75) 注(37) 26p

76) 富井恭二 前掲論文 20p

77) 「第二百九冊」

78) 同上

79) 同上

80) 注(75) に同じ

81) 「屯田兵死刑者遺族、救助ノ件」『開拓使 稟裁録 自明治十二年二月至十三年十二月』北海道立文書館蔵(簿書 10766)

る。つまり、犯罪を起こし死刑判決を受けた人物までもが扶助を受けている状況が理解出来る。そして、その理由は屯田兵とは「兵農ノ役ニ従事セシメ永遠土着殖民ノ基礎ト為スノ」人々であったことにあった。屯田兵士の「死」とは、その理由の差なく「開墾等ニ従事スル」者を失うことであった。したがって、今井が指摘した招魂碑建設が、西南戦争へ従軍した「名誉」といった点ばかりではなく、むしろ彼らの遺族の生活維持という経済的保障と、屯田兵制の維持といった性格を帯びたものであり、ひいては、北海道の開拓政策維持に関わるものであったといえる。この点においても、屯田兵の戦没者慰霊の特性を見いだすことができる。

「札幌手稲平和霊園」に残る戦没者の墓 ― 終わりにかえて

本稿において屯田兵が実際に西南戦争へ従軍し、戦闘に参加し、不幸にして戦没した者の存在を明らかにした。さらに戦没した屯田兵たちが、北海道においてどの様に慰霊されたのかを述べてきた。それは屯田兵が戸主であったがため、北海道の開拓に大きく影響を与えるものであり、そのために遺族への扶助が大きな要素であったことを明らかにした。これらは、その後の日清・日露戦争からアジア・太平洋戦争にまで及ぶ戦争の中で、戦没していった人々への先駆的慰霊形態であったといえる。

最後に彼ら戦没者の墓地の状況について、本テーマを研究する過程で判明した点を紹介して本稿を閉じたい。

子孫会の教示により、かつて「山の手墓地」にあったとされる墓石群が、現在は札幌市郊外の「手稲平和霊園」に移転しており、そこに屯田兵士の墓がある事を知った。現地調査の結果、4基の墓石を確認することができた。三品龍之助・二瓶只次郎・吉田豊吉・板橋周作の墓石である。三品龍之助は人吉の激戦で溺死している。遺骨が遺族の元に帰ってきたかは不明である。墓石の右側面には、「西南の役にて人吉に於て戦没」の文字が、他の刻文よりも明らかにしっかりと刻まれている。二瓶只次郎は神戸から東京への航海中にコレラに罹り、東京で病死した。前述したが東京の招魂墓地に埋葬されているはずである。やはり遺骨がどうなったのかは分からないが、墓石が札幌にある。その正面には「二瓶多津子の墓」などと親族3人の名前が記されているが、右側面に「二瓶只次郎」と明確に刻まれている。吉田豊吉は函館でコレラのために病没した。墓石に横に墓誌があり、「屯田兵」と記され、以下にその祖先達の銘が書かれている。板橋周作はやはり人吉の戦闘中に胸部に銃剣うけ即死した。墓石の右側面に名前とともに、その日付が記されている。岩田重則はその著書の中で、「戦死者の『お墓』には死者の個性がきわだっている⁸²⁾」と述べている。その意味で、この4基の墓全てにおいて、先祖代々といった記載だけに留まらず、戦死者の個人名を記し、しっかりと戦死者を一人の人物として、その存在を明記している。いずれも遺族の戦没者に対する想いが込められたものといえよう。

戦没者慰霊にとって墓地の問題は重要なものであることはいうまでもない。明治8・9年での屯田兵村の設置段階で、兵村に隣接する纏まった墓地が設置された可能性は高い。一方で、前述したが、中崎源五郎は「札幌墓地」に埋葬されたとの記載があるが、それがどこなのか本研究では見いだすことが出来なかった。これらについての研究は今後の課題としたい。

82) 岩田重則(2006)『「お墓」の誕生』岩波新書 194p

Commemoration of the dead “tondenhei” during the Seinan War

Tatsuya AINIWA

(Doctoral Course Student at Graduate School of Letters, Hokkaido University)

In this article I have a look at the actual condition and characteristics of the memorial of Tondenhei, the soldiers for developing and guarding Hokkaido, who died in battle, illness, and accident during the period from the departure to the Seinan War until the return to Hokkaido after the war ending

The number of Tondenhei who were recognized as the people killed in the war reaches 37 people, but 3 out of 8 people who were recorded as the dead in the war actually were drowned. There were 28 soldiers who were reported to die from a disease, and most of them died due to cholera. There was a Tonden soldier who publicly was recorded as an unexpected death by Hokkaido Development Commission, but the fact was that he was murdered by a soldier from his hometown on the just day when he would go to war.

While at that time, Tokyo Invitation Company didn't enshrine people who died from the disease in a war, Hokkaido Development Commission intended to console the spirits of the Tondenhei who died in the war by treating drowned Tondenhei as the death in battle and those who died from the disease as people who should be enshrined together. On the other hand, in the spot, Sapporo, the Tondenhei memorial monument was built, and in the epigraph on the monument, the names of the war dead of all 37 people including an unexpected death got written. That brought the characteristics of Sapporo Gokoku-jinja shrine.

The intention of Hokkaido Development Commission for the above memorial came from the special natures of Tondenhei different from the Japanese Army. And the most important nature of them is that a tonden soldier was a householder as well as a soldier. Therefore, the death of a tonden soldier meant the death of a householder, which was a serious problem to the important role that they would play in the development of Hokkaido as well as as a tonden soldier.

The memorial of Tondenhei who were killed in the war had to be held not only from the point of view of the public recognition of its honor but also from the point of view of the protection for the surviving families, and just that was needed in order to certainly move on the development of Hokkaido that had just started.

